

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案要綱

第一 前文

今次の大戦による本邦における空襲その他の災害により、多くの方々の尊い生命が奪われただけでなく、一命をとりとめた生存者の中には、その心身に障害や傷跡を受けたことで、長年にわたり多大な労苦を余儀なくされてきた者がいる。

これまで、我が国においては、再び戦争の惨禍が繰り返されることがないように、国際社会の平和及び安全の確保を図るための様々な取組が積み重ねられる中で、国との間に特定の関係を有していた者や特殊の戦争被害を受けた方々を援護するため各般の施策が講じられてきたところである。

他方、空襲その他の災害による被害については、戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないやむを得ない犠牲であるとして、国会及び政府において、これを救済するための取組はなされてこなかった。

ここに、戦後 80 年を経た今日において、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにするとともに、空襲その他の災害によりその心身に障害や傷跡を受けた者の長年にわたる多大な労苦に鑑み、国として、これを慰謝し、及び空襲その他の災害による被害の実態を明らかにしてその犠牲者へ追悼の意を表するため、この法律を制定する。

第二 総則

一 趣旨

(第1条関係)

この法律は、特定空襲等被害者に対する一時金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、空襲等による被害の実態に関する調査及び平和を祈念するための事業について定めるものとする。

二 定義

(第2条関係)

1 この法律において「空襲等」とは、次のものをいう。

- ① 昭和 16 年 12 月 8 日から昭和 20 年 9 月 2 日までの間に本邦で行われた空襲、船舶からの攻撃その他の戦闘行為
- ② ①の戦闘行為に直接的に伴う危険を回避し若しくはこれに伴う被害の拡大を防止するための行動に際して行われた行為（自己又は第三者が自殺を図る行為・第三者による加害行為）又は当該行動に際して生じた事故

2 この法律において「特定空襲等被害者」とは、次の者であつて、この法律の施行の日において生存しているものをいう。

- ① 空襲等のため負傷し、これにより身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害がある者

- ② 空襲等のため負傷し、これにより外貌に政令で定める程度の醜状を残す者
- ③ 空襲等のため心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受け、これにより精神障害の状態にある者

第三 一時金の支給

一 一時金の支給

(第3条及び第4条関係)

- 1 国は、特定空襲等被害者に対し、一時金を支給する。
- 2 一時金の額は、50万円とする。

二 一時金に係る認定等

(第5条及び第7条関係)

- 1 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。
- 2 1の一時金の支給の請求（以下「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。
- 3 請求は、施行日から起算して3年を経過したときは、することができない。
- 4 特定空襲等被害者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

三 一時金の支給を受けることができない者

(第6条関係)

一時金は、特定空襲等被害者が、その者の障害又は醜状（空襲等のため負傷し、又は心身の健康に対する影響を受けたことによるものに限る。）に関し、次の給付を受けることができ、又は受けたことがある場合には、支給しない。

- ① 恩給法その他の恩給に関する法令の規定による年金たる給付
- ② 戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定（他の法律により準用する場合を含む。）による給付
- ③ 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律の規定による給付
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による給付
- ⑤ 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律の規定による給付
- ⑥ その他政令で定める給付

四 請求書の提出等

(第8条及び第9条関係)

- 1 請求をしようとする者は、厚生労働大臣（当該請求が都道府県知事を経由してされる場合にあつては、当該都道府県知事）に、次の事項を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。
 - ① 請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - ② 請求に係る空襲等があつた地域及び年月日（年月日が明らかでないときは、その時期）
 - ③ 請求に係る空襲等のため負傷し、又は心身の健康に対する影響を受けた際の状況
 - ④ 請求をする者の障害の状態又は醜状の程度
 - ⑤ その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査等を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。

五 請求に係る審査

（第 11 条関係）

- 1 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定空襲等被害者一時金認定審査会に通知し、審査を求めなければならない。
- 2 特定空襲等被害者一時金認定審査会は、請求者が第二の二の 2 の①から③までに該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

六 その他

（第 13 条、第 15 条及び第 16 条関係）

- 1 国及び地方公共団体は、特定空襲等被害者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- 3 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 4 租税その他の公課は、一時金を標準として課することができない。

第四 特定空襲等被害者一時金認定審査会

一 設置

（第 17 条関係）

厚生労働省に、特定空襲等被害者一時金認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

二 組織

(第 18 条関係)

- 1 審査会は、5人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第五 空襲等による被害の実態に関する調査及び平和を祈念するための事業

一 空襲等による被害の実態に関する調査

(第 22 条関係)

政府は、空襲等による被害の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

二 平和を祈念するための事業

(第 23 条関係)

政府は、空襲等による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、空襲等の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び空襲等による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとする。

第六 その他

一 施行期日

(附則第 1 条関係)

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

二 事務の委託

(第 26 条及び附則第 4 条関係)

厚生労働大臣は、一時金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

三 その他

厚生労働省設置法の改正等所要の規定を整備する。